

保 育 料 額 表 (平成27年4月1日から適用)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）		
階層	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き、市町村民税（特別区民税を含む。また、4月から8月までは前年度分。以下同じ。）の非課税世帯	0	0	0
C	A階層を除き、市町村民税の均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)	6,000 (5,800)	4,800 (4,700)	4,800 (4,700)
D1	A階層及びC階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	15,000円未満	6,500 (6,300)	5,300 (5,200)
D2		15,000円以上 48,600円未満	7,400 (7,200)	6,200 (6,000)
D3		48,600円以上 53,000円未満	8,200 (8,000)	7,100 (6,900)
D4		53,000円以上 60,000円未満	9,900 (9,700)	8,800 (8,600)
D5		60,000円以上 70,000円未満	11,900 (11,600)	10,900 (10,700)
D6		70,000円以上 80,000円未満	16,200 (15,900)	15,300 (15,000)
D7		80,000円以上 100,000円未満	21,600 (21,200)	20,100 (19,700)
D8		100,000円以上 115,000円未満	28,100 (27,600)	21,400 (21,000)
D9		115,000円以上 130,000円未満	35,200 (34,600)	22,300 (21,900)
D10		130,000円以上 145,000円未満	42,200 (41,400)	23,200 (22,800)
D11		145,000円以上 170,000円未満	44,400 (43,600)	24,200 (23,700)
D12		170,000円以上 200,000円未満	50,400 (49,500)	25,100 (24,600)
D13		200,000円以上 235,000円未満	52,800 (51,900)	26,200 (25,700)
D14		235,000円以上 270,000円未満	55,200 (54,200)	27,100 (26,600)
D15		270,000円以上 300,000円未満	57,200 (56,200)	27,700 (27,200)
D16		300,000円以上 340,000円未満	58,500 (57,500)	28,300 (27,800)
D17		340,000円以上 365,000円未満	58,900 (57,800)	28,600 (28,100)
D18		365,000円以上	59,300 (58,200)	28,900 (28,400)

※上段の金額は保育標準時間、下段（ ）の金額は保育短時間。

## 備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 3歳未満児 当該年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において3歳未満の子どもをいう。
  - (2) 3歳児 基準日において3歳以上4歳未満の子どもをいう。
  - (3) 4歳以上児 基準日において4歳以上の子どもをいう。
  - (4) 市町村民税 住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等については算定に含めないものとする。
- 2 C階層からD18階層までの世帯であって、同一世帯に保育所、法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。）若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園に入所し、若しくは入園し、又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学の始期に達するまでの子ども（以下「入所等子ども」という。）が2人以上いる場合において、次の表の左欄に掲げる子どもが保育所に入所しているときは、同表右欄に掲げる額をその児童の保育料の額とする。

(1) 入所等子どものうち、年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料額表に定める額
(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料額表に定める額の2分の1の額
(3) (1) 及び(2) 以外の入所等子ども	無料

※世帯の階層認定については、原則その入所児童と同一の世帯に属して、生計をひとつにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）のすべてについてそれらの者の課税額の合計額により行われます。

※年度途中において税の修正申告や更正があった場合には、直ちにその控えを保育課まで提出してください。

※保育料額表は見直しのため、改正をする場合がありますのでご了承ください。

※解雇・倒産・傷病等により収入が著しく減少した場合、災害等により損害を受け場合、子どもの入院・傷病により長期にわたり保育園を休園した場合は保育料が減額されることがあります。

[お願い]

- 保育料の納入の際には、口座振替による納入にご協力ください。毎月末日が振替日になります。土日・祝祭日の場合は翌営業日の振替となります。
- 保育料の期限内納付にご協力いただきますようお願いいたします。